

議案第 4 号

支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をするにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 被告となるべき者 | <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em;"></div> |
| 2 | 請求の趣旨 | 次の判決を求める。

(1) 被告は、原告に対し、金 2 3 0 , 0 0 0 円及びこれに対する令和 3 年 2 月 1 日から支払済みに至るまで、年 3 % の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。 |
| 3 | 訴訟遂行の方針 | (1) 第一審の判決の結果、必要がある場合は、上訴する。 |

令和6年5月31日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

四條畷市テナント事業者向けつなぎ資金貸付金の支払いについて、債務者が再三の催告にも応じないため、枚方簡易裁判所あてに、令和6年3月26日に民事訴訟法（平成8年法律第109号）第382条の規定により支払督促の申立てを、同年5月2日に同法第391条第1項の規定により仮執行の宣言の申立てをそれぞれ行ったところ、仮執行の宣言を付した支払督促に対し、債務者（被告）から同法第386条第2項の規定により督促異議の申立てがあった。

適法な督促異議の申立てがあったことから、同法第395条の規定により、支払督促の申立て日に遡って訴えの提起があったとみなされたものとみなされるため、返還を求める

最終の手段として裁判所に訴えたく、本案を提出した。

(参考)

- (1) 市は、被告となるべき者に対し、令和2年6月10日、四條畷市テナント事業者向けつなぎ資金貸付金として、返済期限を令和3年1月31日、利息なし、遅延損害金年3%の約定で、金230,000円を貸し渡した。
- (2) 返済期限である令和3年1月31日を経過したが、被告は、上記金員を返済しない。
- (3) よって、原告は、被告に対し、貸金返還請求権に基づき、金230,000円及びこれに対する令和3年2月1日から支払済みに至るまで、約定に基づく年3%の割合による金員の支払いを求める。